

シンフォニアテクノロジー グリーン調達ガイドライン (第13版)



シンフォニアテクノロジー株式会社

改訂：2025年 8月 1日

はじめに

地球規模の環境保全は全世界共通の願いであり、地球市民に課せられた課題でもあります。環境保全に対する企業の役割は益々重要になってきました。

当社は「かけがえのない地球環境を現在だけでなく将来にわたり、健全な状態で次世代へ引き継ぎ、豊かで住みやすい社会作りに貢献していくために企業活動のあらゆる面において環境に配慮して行動する」を環境理念として製品開発や生産活動などあらゆる面で環境に配慮した取組みを行なっています。

この観点から、環境負荷の小さい製品部品および原材料の調達（グリーン調達）を推進し、生産等の事業活動に伴って発生する環境負荷を低減するように努めております。

これらの活動を実のあるものにするためには、お取引先様のご協力が不可欠であり、環境負荷の少ない資材を調達し、環境負荷の低減とリスクの回避を図り、サプライチェーンに基づく良好なパートナーシップの関係を発展させていきたいと考えております。

欧州を中心に製品に含有する特定化学物質に関する法規制が強化され、お客様から「有害物質を含有しない製品」の提供が求められ、当社の製品を構成する部材に含まれる特定化学物質を排除することが不可欠になりました。

こうした状況を踏まえて、すべての調達品に本ガイドラインを適用してまいります。また、調査および環境関連法規制遵守のための活動へのお取引先様のご協力が不可欠となりますので、ご理解の上、ご協力の程お願い申し上げます。

このような活動により、お取引先様と強固なパートナーシップが構築でき、環境保全活動における企業の社会的責任の一端をともに果たすことができるものと考えております。

目 次

	ページ
・シンフォニア テクノロジーの環境基本方針	3
・シンフォニア テクノロジーのグリーン調達ガイドライン	
1. 目 的	4
2. 当社の取組み	4
3. 本ガイドラインの適用範囲	4
4. 評価および選定基準	5
5. グリーン調達調査の運用概要	10
6. お問い合わせ先	11
7. 登録・申請様式	
別紙1 「環境保全活動に関する取組み調査票」	
別紙2 「グリーン調達に関する覚書」	
別紙3 「製品含有化学物質調査票」	
別紙4 「工程内使用化学物質調査票」	
別紙5 「特定の化学物質に関する非含有保証書」	
別紙6 「代替品・新規部品および工程変更提案書」	
8. 改訂履歴	

シンフォニアテクノロジーの環境基本方針

< 環境理念 >

シンフォニア テクノロジーは、気候変動対応をはじめとする地球環境保全の取組みが重要な経営課題と認識し「かけがえのない地球環境を現在だけでなく将来にわたり健全な状態で次世代へ引き継ぎ、豊かで住みやすい社会作りに貢献していくために企業活動のあらゆる面において環境に配慮して行動する」ことを理念とする。

< 環境行動指針 >

1. 事業活動、製品及びサービスの環境への影響を評価し、重要課題は技術的、経済的に可能な限り環境保全活動を行う。
2. 環境マネジメントシステムの継続的な改善を図るため、必要に応じて見直しを行うと共に事業活動に伴う環境汚染の予防及び防止を図る。
各階層の環境目標を設定し、環境パフォーマンスの改善に取り組む。
3. 環境関連法規制並びに当社が関連する団体等と同意した環境配慮事項を遵守する。
4. 次の項目を重点課題として取り組む。
 - (1) 環境重視の技術開発とものづくり
 - (2) 脱炭素社会、循環型社会、生物多様性の保全を目指した環境保全活動
 - (3) 化学物質の管理およびグリーン調達促進
 - (4) 公害発生の未然防止
 - (5) 環境保全活動を通じて地域社会へ貢献
5. ライフサイクル視点に基づき、研究開発・設計、調達、製造、輸送、使用及び廃棄の各段階において環境負荷の低減に取り組む。

< 環境ステートメント >

シンフォニアテクノロジーは「ECOing（エコイング）TM エコで行こう！ エコへ移行！」を環境ステートメントとして掲げ、地球温暖化防止と地球にやさしい循環型社会の実現を目指し、環境重視の技術開発と“ものづくり”を推進しています。

※「ECOing（エコイング）TM」とは、シンフォニアテクノロジーが掲げる企業環境ステートメントです。今や地球規模の命題である「ECO」に行動力を意味する「ing」をつけ、エコ社会の実現に向けた強い行動力を表現しました。

シンフォニアテクノロジーのグリーン調達ガイドライン

1. 目的

この「グリーン調達ガイドライン」は、シンフォニアテクノロジー（以下、当社という）がお取引先様から製品、部品、原材料などを調達するときの基準を示したものです。

各国の環境関連法規を遵守する。また、人と地球の生態系の保護のためにお取引先様と協力して製品の環境負荷低減に積極的に取り組み、循環型経済社会を構築することを目的とします。

2. 当社の取り組み

- (1) 当社で管理する化学物質は JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）の考え方に従い、「禁止物質（レベル1）」、「条件付き含有禁止物質（レベル2）」、「管理物質」の3つのカテゴリーに分けて納入品に含有する化学物質の情報を把握するとともに、当社製品の RoHS 指令、REACH 規則、安衛法、化審法、化学兵器禁止法等国内外の法規制への対応を実施します。
- (2) RoHS 指令、REACH 規則、安衛法および化審法等に従い、サプライチェーンにおける情報伝達の要求に応えるため、お取引先様のご協力を得て、製品含有化学物質の情報開示・伝達を円滑に進めます。
- (3) 環境関連法規を遵守していることを前提に、環境保全に積極的な取り組みを実践しているお取引先様から調達を優先します。
- (4) 当社は、調達品を3つに分類して取り組みを行います。
 - ①製品に関わる材料等の調達品に対する取り組み
製品に関わる材料等の調達品とは、当社が販売する商品を構成するすべての調達品（製品、部品、原材料など）をいいます。
当社では、調達品の環境負荷低減に関する評価項目を具体的に定めて、これらの項目について調査し、環境負荷がより小さい調達品の選定を行います。
 - ②生産活動に関わる調達品に対する取り組み
生産活動に関わる調達品とは、設備、治工具類、副資材（塗料、メッキ液、洗浄剤、包装材等）などをいい、環境負荷が小さいものを調達します。
 - ③文房具など事務用品に対する取り組み
文房具、筆記具、ファイル類の事務用品については、従業員の環境意識向上のため、環境に優しい事務用品の調達拡大に努めます。

3. 本ガイドラインの適用範囲

当社が生産・販売する製品を構成する部品および原材料（製品・部品とともに市場に出る副資材を含む）など当社の調達品すべてに適用します。

なお、製品の要求仕様等により調達品の仕様（禁止物質、閾値、納入条件）が本ガイドラインと異なる場合は、当社が別途定める購入仕様書等で示しますので、事業部門との協議をお願いします。

4. 評価および選定基準

グリーン調達にあたっては、お取引先様の評価とお取引先様からの調達品の評価の2つの側面について評価し、この両側面に関して積極的に当社の要求事項に取り組まれているお取引先様を優先して選定させていただきます。

4.1 お取引先様の評価および選定基準

(1) 環境保全活動への取組み

- ①環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得または自己宣言を行っていること。
または、取得計画により推進中であること。
- ②環境保全に関する次の取組みを実施していること。
 - a. 環境保全について企業理念・方針・目標が明文化されていること。
 - b. 環境保全活動を推進する組織・体制が明文化されていること。
 - c. 環境関連法規制を遵守していること。
 - d. 全従業員に対し、環境保全に関する教育・啓蒙を行っていること。
 - e. 環境に配慮した製品作りおよび物流の合理化を行っていること。
 - f. 包装材、梱包材の使用抑制に努めていること。

(2) 製品に含有する化学物質の管理を確実にする仕組みの構築

- ①製造から出荷までのすべての工程において、有害化学物質を含有する製品・部品を作らない、販売しない仕組みを構築し、常に維持向上に努めていること。
- ②使用する原材料の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報管理ができていること。
- ③化学物質の管理体制におけるそれぞれの責任者が決まっていること。
責任者は、有害化学物質に関する教育・啓蒙を従業員および関連する業務従事者に対して行っていること。

(3) 環境関連法規制の遵守

上記で要請した環境マネジメントシステム構築と運用の結果として、お取引先様の関係する、あらゆる法規制を漏れなく抽出・整理して、当該法規制が要求する事項について確認し、必要に応じて監視・測定して当該法規制の遵守状況进行评估していること。

4.2 調達品の評価および選定基準

4.2.1 製品に関わる部品および原材料等の調達品

(1) 化学物質のカテゴリー

部品・原材料等に含有する化学物質のカテゴリーを以下のとおり定めます。

但し、RoHS 指令付属書で適用除外となったものは除きます。

また、当社お客様より指定がある場合は別途禁止物質を追加する場合があります。

①禁止物質

禁止物質については、調達品への意図的な添加を禁止します。

禁止物質（レベル1）、禁止物質（レベル2）共、即時含有を禁止します。

②管理物質

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質をいい、使用用途、使用部位、濃度などの報告を求める場合があります。

表 1-1-1 禁止物質（レベル1）

カテゴリー		化学物質	閾値レベル 注1	禁止時期
禁 止 物 質	禁 止 物 質 レ ベ ル 1 (23 物質群)	・トリブチルスズ=オキシド (TBT O)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	即 時
		・トリブチルスズ (TBT) および トリフェニルスズ (TPT) 化合物	スズの重量比率で 1000ppm 未満 注1	
		・ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子数が2以上)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) またはその塩およびペルフル オロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) と その塩および関連物質	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾ ール-2-イル) -4, 6-ジ-tert -ブチルフェノール	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ヘキサブロモシクロデカン (HBCDまたはHBCDD) および化審法第一種特定化学物質	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・アスベスト類およびその他安衛法第55条の 製造禁止物質、化学兵器禁止法の特定物質	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数が10から13のもの)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・特定芳香族アミンを生成するアゾ染料・ 顔料	特定アミンとして 30ppm 未満 注1	
		・オゾン層破壊物質 (CFCs, HBFCs, HCFCs 注3, 四塩化炭素等)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・フッ素系温室効果ガス (PFC, SF ₆)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・放射性物質 (群)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・デカブロモジフェニルエーテル (decabDE)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ヘキサクロロブタジエン (HCB D)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェ ノール (2, 4, 6-TTBP)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・デクロランプラス	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・C9-C14ペルフルオロカルボン酸 (P FCAs) とその塩および関連物質	意図的使用 (添加) 禁止 注2	
		・ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩および関連物質	意図的使用 (添加) 禁止 注2	

注1 閾値レベルとは、製造工程上混入してしまう等の不純物としての値です。

当社のお客様からの要求により、別途これより厳しい閾値を要求することがあります。

注2 意図的使用 (添加) とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用することをいい、当社では原則として禁止しております。

注3 業務用冷凍空調機器の冷媒用途、密閉式洗浄設備における洗浄用途で使用する場合に限り、禁止物質の適用を除外します。

※ 化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

※ 安衛法：労働安全衛生法

※ 化学兵器禁止法：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

表 1-1-2 条件付き含有禁止物質（レベル2）

カテゴリー		化学物質	閾値レベル ^{注1}	禁止時期
＜RoHS 指令 禁止物質＞				
禁止物質	禁止物質 レベル2 (10物質群)	・カドミウムおよびその化合物 ^{注5}	100 ppm ^{注3} 5 ppm（電池のみ） ^{注3}	即時
		・六価クロム化合物 ^{注5}	1,000ppm ^{注3}	
		・鉛およびその化合物 ^{注5}	1,000 ppm ^{注3} 300 ppm（塩化ビニルケーブルの表層被覆のみ） ^{注3} 40 ppm（電池のみ）	
		・水銀およびその化合物 ^{注5}	1,000 ppm ^{注3} 1 ppm（電池のみ）	
		・包装材に含有する重金属（鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの総量） ^{注4}	100 ppm ^{注3} 意図的使用（添加）禁止 ^{注2}	
		・ポリ臭化ビフェニール類（PBB類） ^{注5}	1,000 ppm ^{注3}	
		・ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類） ^{注5}	1,000 ppm ^{注3}	
		・フタル酸エステル類（DEHP, BBP, DBP, DIBPの4種） ^{注5}	1,000 ppm ^{注3}	

注1 閾値レベルとは、製造工程上混入してしまう等の不純物としての値です。

当社のお客様からの要求により、別途これより厳しい閾値を要求することがあります。

注2 意図的使用（添加）とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用することをいい、当社では原則として禁止しております。

注3 特に記載のない場合、許容濃度 100/300/1000ppm は均質材料の質量ベースで、0.01/0.03/0.1wt% とも表されます。「均質材料」とは、機械的に単一の材料に分離できない1つの単位（unit）」と欧州委員会で定義付けられています。

注4 包装材については、重金属（鉛、カドミウム、水銀、六価クロム）の合計が 100ppm を超えることを禁止します。

注5 RoHS 指令付属書で適用除外となったものは含有禁止を除外します。

表 1-2 管理物質

対象となる化学物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について、「意図的使用」あるいは「含有が既知である」場合を把握対象とします。

なお、「含有が既知である」とは、「原材料メーカーから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「何らかの方法で含有しているデータを確認した」ことをいいます。

また、下記の表に示す法規制、業界標準等に収載された物質を対象とします。なお、これらの物質は JAMP が規定する「chemSHERPA 管理対象物質（最新版）」の対象物質から、本ガイドラインで規定する禁止物質を除いた物質（一部を除く）に相当します。

管理物質の法規制、業界標準等	
対象	範囲
(日本) 化審法 第一種特定化学物質	
(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第 6 条)	40 CFR 763
(EU) ELV 指令	2000/53/EC
(EU) RoHS 指令 Annex II	(EU)2015/863
(EU) POPs 規則 Annex I	(EU)2024/2570
(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および Annex XIV (認可対象物質)	C:2025-01-21 A:(EU) 2022/586
(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)	(EU)2024/2462
EU 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質	CLP:(EU) 2024/2564 SVHC: 2025-01-21 BPR:-
(中国) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	2016-07-01
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	2024 GADSL Reference List Version 2.0
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IEC62474 D30.00

本ガイドラインで規定する「管理物質」の法規制、業界標準毎の例示物質は次の文書、リスト参照のこと。

- ・ chemSHERPA 管理対象物質説明書 Ver. (最新版)
 - ・ chemSHERPA 管理対象物質参照リスト Ver. (最新版)
- (参考 URL) <https://chemsherpa.net/tool#declarable>

(2) 製品含有化学物質調査に対するご回答

原材料・部品に含有する化学物質および工程内で使用する化学物質については、別途調査を実施しますので、ご回答をお願いします。

調査対象化学物質は、表 1-1-1、表 1-1-2 および表 1-2^{注1}、調査票は別紙 3、別紙 4、chemSHERPA-AI/CI^{注2}のいずれかを使用します。

なお、chemSHERPA-AI/CI^{注2}を用いた調査にご回答いただく場合、成分情報及び遵法判断情報の両方の報告を必須とします。

注1 調査対象化学物質は、REACH 規則 認可対象候補物質（高懸念物質：SVHC）と「IEC62474 substance list の Declarable substance group and declarable substance および Reference substances」に収載された物質とします。

注2 chemSHERPA-AI（Airticle Information：成形品データ）は、JAMP が推奨する製品含有化学物質を伝達するための基本的な情報伝達シートであり、成形品の製品含有化学物質情報は、含有される管理対象物質の成分情報及び遵法判断情報となっています。
 chemSHERPA-CI（Chemical Information：化学品データ）は、JAMP が推奨する製品含有化学物質を伝達するための基本的な情報伝達シートであり、化学品の製品含有化学物質情報は、含有される管理対象物質の成分情報となっています。

(3) 原材料・部品に含有する化学物質に関する非含有保証書のご提出

当社が指定する禁止物質およびお客様からの要求による指定化学物質が調達品に含有していないことをご確認いただき、「特定の化学物質に関する非含有保証書」（別紙 5）に代表者または相当の責任者が捺印の上、ご提出をお願いします。

(4) 代替品・新規部品および工程変更に関するご提案

当社が指定する禁止物質およびお客様からの要求による指定化学物質が調達品に含有している場合、「代替品・新規部品および工程変更提案書（別紙 6）」にて代替品のご提案と代替予定有無のご回答をお願いします。また、新規部品のお取引の際や禁止物質に関係する工程変更を伴う際にもご回答をお願いします。

(5) 環境負荷低減対策を配慮した製品の選定

当社は下記取組みを行っている製品を優先して選定します。

- ①再生資源を積極的に利用していること。
- ②製品・部品の小型化や軽量化あるいは長寿命化が図られていること。
- ③省資源・省エネルギー化が図られていること。
- ④リサイクル設計がなされ、製品の分解・分別・回収が容易であること。
- ⑤環境ラベル（タイプⅠ，Ⅱ，Ⅲ）^{注3}などの対象であること。
- ⑥商品に関する環境情報を公開していること。
- ⑦製品アセスメントを実施していること。

注3 環境ラベルの定義は ISO14020,14021,14024,14025 によります。

環境ラベルには以下の3つのタイプがあります。

・タイプⅠ

第3者が環境配慮型製品の判定基準を制定し、認証を行った結果、認証された製品に表示するラベルをいいます。日本では「エコマーク」等があります。

・タイプⅡ

製品の環境主張を企業が自己宣言して表示するラベルをいいます。

・タイプⅢ

タイプⅠ，Ⅱとは異なり基準はありませんが、環境負荷をLCA等により評価するもので、第三者機関で認証を取得して表示するラベルをいいます。日本では「エコリーフ」等があります。

4.2.2 生産活動に関わる副資材等の調達品

(1) 生産活動に関わる副資材等の調達

副資材等の調達は、表 1-1-1、表 1-1-2 に示す禁止物質を含まないこととします。
 副資材等を新規に採用する場合、最新の SDS^{注4}と可能であれば chemSHERPA-AI/CI、
 材料証明書等のご提出をお願いします。

(2) 含有化学物質調査に対するご協力

副資材等に含有する化学物質に関しては、上記 4.2.1 項の「製品に関わる部品・原材料等の調達品」に準じた調査を実施する場合があります。その際にご回答をお願いします。

注4 SDSは Safety Data Sheet の略で「安全データシート」といいます。

4.2.3 文房具など事務用品等の調達

(1) グリーン購入

事務用品等の調達は、4.2.1(5)と同様の取組みを行っている製品を優先して選定します。

5. グリーン調達調査の運用概要

5.1 グリーン調達調査

前項の要求事項に基づく原材料・部品等の調査票として、「環境保全活動に関する取組み調査票（下表①）」と「調達品に関する調査票（下表②～⑥）」を使用します。

調査結果は、お取引先様から当社にご回答をお願いします。

調達品に関する調査結果は、必要に応じてお取引先様がさらに上流のお取引先様に調査を実施していただき、ご回答をお願いします。

調査結果に基づき、当社が必要と判断した際には、監査を実施します。

5.2 グリーン調達調査のご提出書類

No.	ご提出書類・契約事項	様式
①	環境保全活動に関する取組み調査票	別紙1
②	グリーン調達に関する覚書	別紙2
③	製品含有化学物質調査票	別紙3
④	工程内使用化学物質調査票	別紙4
⑤	特定の化学物質に関する非含有保証書	別紙5
⑥	代替・新規部品および工程変更提案書	別紙6

①環境保全活動に関する取組み調査票

商社様を含むすべてのお取引先様に対して、環境マネジメントシステムの認証取得と含有化学物質の管理を確実に実施する仕組みの構築状況を「環境保全活動に関する取組み調査票」（別紙1）にてご回答をお願いします。

②グリーン調達に関する覚書

環境に配慮した製品、部品、原材料等の提供をお約束いただく旨を盛り込んだ「グリーン調達に関する覚書」（別紙2）を取り交わさせていただきます。

③製品含有化学物質調査票

「製品含有化学物質調査票」（別紙 3）または chemSHERPA-AI/CI のいずれかにてご回答をお願いします。本調査は原則として電子データでの調査となり、部品・原材料に関する基本情報調査および含有する化学物質調査から構成されます。

お取引先様が商社の場合であっても、原則として当該商社様にお願いしております。

④工程内使用化学物質調査票

当社が要求した場合は「工程内使用化学物質調査票」（別紙 4）または chemSHERPA-AI/CI のいずれかにてご回答をお願いします。

⑤特定の化学物質に関する非含有保証書

「製品含有化学物質調査票」の 表 1-1-1 禁止物質（レベル 1）を「含有無し」と回答した原材料・部品および「製品含有化学物質調査票」の 表 1-1-2 条件付き含有禁止物質（レベル 2）を「含有無し」と回答した原材料・部品については「特定の化学物質に関する非含有保証書」（別紙 5）のご提出をお願いします。

但し、RoHS 指令付属書の適用除外に該当する場合、洗浄または冷媒用途による適用除外に該当する場合、その旨明記をお願いします。

なお、非含有が困難な場合にはその旨を通知していただき、当社との事前協議をお願いします。

⑥代替品・新規部品および工程変更提案書

当社に納入している原材料・部品に関して代替品がある場合、あるいは工程変更に伴い、すべての禁止物質・管理物質の含有状況に変化が生じた場合、必ず「代替品・新規部品および工程変更提案書」（別紙 6）のご提出をお願いします。

6. お問い合わせ先

シンフォニアテクノロジー株式会社

豊橋調達部	TEL : 0532-41-3131	FAX : 0532-41-6432
伊勢調達部	TEL : 0596-36-2201	FAX : 0596-36-0355
環境保全室（豊橋）	TEL : 0532-41-2211	FAX : 0532-41-2179
	E-mail : env-info@sinfo-t.jp	
環境保全室（伊勢）	TEL : 0596-36-1148	FAX : 0596-36-0577

シンフォニアテクノロジー株式会社
調達部 御中

年 月 日

環境保全活動に関する取組み調査票

会社名	
部署名・役職	
氏名	印
住所	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
取引先コード	

弊社の環境保全活動の取組みについて、下記のとおり報告いたします。

1-1 環境マネジメントシステム(EMS)の認証取得	
☐ ISO14001など第三者機関の認証を取得している。 取得日 年 月 日 認証機関: 認証番号:	
☐ ISO14001などの認証を取得を計画している。 取得予定日 年 月頃 認証機関:	
☐ ISO14001など第三者機関の認証を計画していない。	

1-2 含有化学物質の管理を確実にする仕組みの構築	
① 製造から出荷までのすべての工程において、有害化学物質を含有する部品・製品を作らない、販売しない仕組みを構築し、常に維持向上に努めていますか？ *構築を計画中の場合は、構築予定時期をご記入下さい。	☐ はい ☐ いいえ 年 月頃
② 使用する部材の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報を管理する仕組みができていますか？	☐ はい ☐ いいえ
③ 含有化学物質の管理体制におけるそれぞれの責任者が決まっていますか？	☐ はい ☐ いいえ
④ 含有化学物質に関する教育・啓発を従業員、および関連する業務従事者に対して行っていますか？	☐ はい ☐ いいえ
⑤ 含有化学物質の管理を確実にする仕組みに関して、関連する書類を整備していますか？ *書類がある場合は、別添にて書類の写しをご提出下さい。	☐ はい ☐ いいえ

1-3 環境関連法規制の遵守	
① EMS等で抽出・整理された環境関連法規制に対し、必要に応じて監視・測定を行ない、当該法規制の遵守状況を確認・評価していますか？	☐ はい ☐ いいえ

グリーン調達に関する覚書

シンフォニアテクノロジー株式会社（以下甲という）と _____（以下乙という）とは、甲乙間で締結した 年 月 日付取引基本契約書（以下原契約書という）に基づく甲乙間のすべての取引（以下本取引という）に甲が定める「シンフォニアテクノロジーグリーン調達ガイドライン」（以下本ガイドラインという）を適用するにあたり以下のとおり、合意した。

第1条 （適用範囲）

本ガイドラインは、本取引に基づき甲が乙から調達する全ての製品、部品、原材料等（以下本調達品という）に適用されるものとする。

第2条 （本ガイドラインの遵守）

乙は、甲から別段の指示がない限り、本ガイドラインに定める内容を順守して本調達品を甲に納入しなければならない。ただし、乙が本ガイドラインを順守できないことに正当な事由または止むを得ない事由がある場合にはその旨を予め甲に書面で通知するものとし、甲は、かかる事由があると判断した場合には乙と協議等の上、仕様変更その他別段の指示を与えることができるものとする。

第3条 （本ガイドラインの改正）

甲は、関係法令の改正、経済情勢の変化その他必要に応じて本ガイドラインの内容を変更修正することができるものとし、当該改正後のガイドラインも本覚書における本ガイドラインとして扱うものとする。乙は、甲から本ガイドラインの改正の通知を受けたときは、甲から別段の指示がない限り、直ちに当該改正後のガイドラインの内容について順守して本調達品を甲に納入しなければならない。ただし、乙がかかる改正後のガイドラインの内容を順守できないことに正当な事由または止むを得ない事由がある場合にはその旨を予め甲に書面で通知するものとし、甲は、かかる事由があると判断した場合は乙と協議等の上、仕様変更その他別段の指示を与えることができるものとする。

第4条 （グリーン調達推進体制の整備および監査）

乙は、本ガイドラインを順守できるよう、原契約第28条に従い、乙の社内体制（以下グリーン調達推進体制という）を整備しなければならない。本覚書の有効期間内において、グリーン調達推進体制に重大な変更があった場合、乙は、直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。甲は、乙から要請があった場合、または甲が必要と認めた場合に乙の事業場に立ち入りグリーン調達推進体制の監査を行うことができる。ただし、甲が必要と認めた場合については、甲は、事前に乙の承諾を得て行うものとする。この場合における乙の承諾は、合理的な理由がない限り拒絶されないものとする。

第5条 (保証)

原契約第29条第1項に定める保証には、本ガイドラインの内容を満足しており、かつ違反していないことも含まれるものとし、乙は、これを保証する。保証期間および瑕疵担保については、原契約第29条第2項および第3項を準用するものとする。

第6条 (不適合時の対応)

甲は、乙が本ガイドラインに違反し、または乙に本ガイドラインとは不適合な事項があることがわかったときには何時でも、乙に対しその是正を指示することができるものとし、乙は、直ちにそれに従うものとする。ただし、原契約および個別契約に基づき甲が有する諸権利の放棄を意味するものではない。

第7条 (損害賠償)

乙が本覚書に定める事項に違反することにより、甲が損害を発生したときは、乙は、当該損害を賠償しなければならない。

第8条 (有効期間)

本覚書の有効期限は、本覚書締結時から原契約の解除または甲が本ガイドラインの廃止を乙に通知したときのいずれか早い方が到来するまでとする。ただし、既存の個別契約に係る本調達品については、甲の別段の指示がない限り、本覚書が依然として適用されるものとする。

第9条 (協議)

本覚書に定めのない事項、本覚書に疑義のある事項については、原契約および個別契約に従って解決されるものとし、原契約および個別契約では解決できないときは、甲乙協議して解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

[illegible]

[illegible]

シンフォニアテクノロジー株式会社
調達部 御中

年 月 日

特定の化学物質に関する非含有保証書

管理番号:	
会社名:	
部署名:	
役職:	
氏名:	印
住所:	
電話番号:	
FAX番号:	
E-mail:	

当社がシンフォニアテクノロジー株式会社に納入する本紙に記載するすべての部品・原材料について、下記禁止物質の意図的、非意図的含有がないこと、または閾値以下であることを証明します。但し、RoHS指令付属書で適用除外となった部品・原材料について、該当する除外条件が適用可能であることを保証します。

1. 製品含有禁止物質リスト

No	化学物質名	閾値レベル
1	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	意図的な使用・添加を禁止
2	トリブチルスズ(TBT)およびトリフェニルスズ(TPT)化合物	スズの重量比率で1000ppm未満
3	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	意図的な使用・添加を禁止
4	ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子数が2以上)	意図的な使用・添加を禁止
5	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)またはその塩およびペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)	意図的な使用・添加を禁止
6	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および関連物質	意図的な使用・添加を禁止
7	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的な使用・添加を禁止
8	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDまたはHBCDD)および化審法第一種特定化学物質	意図的な使用・添加を禁止
9	アスベスト類および安衛法第55条の製造禁止物質、化学兵器禁止法の特定物質	意図的な使用・添加を禁止
10	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数が10から13のもの)	意図的な使用・添加を禁止
11	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	意図的な使用・添加を禁止
12	特定芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	特定アミンとして30ppm未満
13	オゾン層破壊物質(CFCs, HBFCs, HCFCs, 四塩化炭素等)	意図的な使用・添加を禁止
14	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF ₆)	意図的な使用・添加を禁止
15	放射性物質	意図的な使用・添加を禁止
16	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	意図的な使用・添加を禁止
17	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)	意図的な使用・添加を禁止
18	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	意図的な使用・添加を禁止
19	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール(2, 4, 6-TTBP)	意図的な使用・添加を禁止
20	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	意図的な使用・添加を禁止
21	デクロランプラス	意図的な使用・添加を禁止
22	C9-C14ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩および関連物質	意図的な使用・添加を禁止
23	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および関連物質	意図的な使用・添加を禁止
24	カドミウムおよびその化合物	100ppm 5ppm (電池のみ)
25	六価クロムおよびその化合物	1,000ppm
26	鉛およびその化合物	1,000ppm 300ppm (塩化ビニルケーブルの表層被覆のみ) 40ppm (電池のみ)
27	水銀およびその化合物	1,000ppm 1ppm (電池のみ)
24 ~27	包装材に含有する重金属 (鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの総量)	100ppm (意図的な使用・添加を禁止)
28	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1,000ppm
29	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1,000ppm
30	フタル酸エステル類(DEHP, BBP, DBP, DIBPの4種)	1,000ppm

2. 保証対象部品・原材料

(シリーズ名での記入も可能です。この場合はシリーズ内のすべての部品・材料を保証していただきます。)

注1 RoHS指令附属書Ⅲの除外項目に該当する場合、除外コードを記入。

[illegible]

(続表 あり、なし (どちらかを○で囲んでください。))

以下はシンフォニアテクノロジー-使用欄です。

 依賴部門：

依賴者：

Tel

Fax

E-Mail

シンフォニアテクノロジー株式会社
調達部 御中

年 月 日

代替品・新規部品および工程変更提案書

当社が貴社に納入する部品・原材料について、
以下の通り提案いたします。

本紙は、禁止化学物質の意図的な添加を行わずに、
不純物の許容濃度（閾値）を規定値以下にするための
変更提案です。

会社名	
部署名および役職	
氏名	印
住所	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
納入区分	材料 部品 半完成品 製品

具体的な提案内容（御社部品番号（あるもの）を記し、自由な書式で、必要に応じて別紙にてご提出下さい。）

御社P/N	御社名称	メーカーP/N	メーカー名称
現行			
提案			
希望適用開始時期： 年 月頃			

性能への影響の有無 [☐ 有 ・ ☐ 無] （該当する項目にレ 印を記入して下さい）

☐ 寿命	☐ 質量	☐ 耐蝕性	☐ 強度	☐ 信頼性	☐ 外観色
☐ 表面粗度	☐ その他（	）			

代替品提案

☐ 原材料・部品の変更	☐ 印刷、塗装の材質変更
☐ 副資材（はんだ・接着剤など）の変更	☐ その他
☐ めっき処理の変更	

新規部品提案

☐ 原材料・部品の新規提案	☐ その他
☐ 副資材（はんだ・接着剤など）の新規提案	

工程変更提案

☐ 仕入先、購入先の変更	☐ 生産方式の変更
☐ 生産工場、生産国の変更	☐ その他

決定 内容	☐ 承認 ☐ 条件付き承認（下記特記事項欄に記入） ☐ 下記理由により却下 実施予定 年 月頃	品質保証部 承認	技術部 承認	調達部
	特記事項			

8. 改訂履歴

改訂年月日	版数	改訂の概要
2001.09.19	初版	
2004.11.26	第2版	RoHS指令に対応できるよう全面改訂しました。
2005.12.29	第3版	Joint Industry Guide（以下、JIG）との整合を図るため、次の改訂を行いました。 1. P1「はじめに」と「改訂の主要点」を第三版の改訂と整合を取った。 2. P2「目次」に改訂履歴を追加した。 3. P3「神鋼電機の環境基本方針」を見直した。 4. P6「表1含有禁止・監視化学物質」をJIG指定化学物質と整合を取った。 5. P7およびP9の回答およびご提出書類にJGPSSI調査表を追加した。 6. P8「生産に関わる副資材の調達」に“特定の化学物質含有情報シート”の提出を追加した。 7. P10「⑤特定の化学物質に関する非含有保証書」の物質群を6物質群から15物質群とした。 8. 別表1「禁止物質・監視物質リスト」を削除した。 9. 別紙3, 別紙4, 別紙5の内容を全面的に見直し、別紙7“特定の化学物質含有情報シート”の様式例を追加した。
2006.09.20	第4版	RoHS指令との整合を図るために、次の改定を行いました。 1. RoHS指令の附属書で定められた適用除外品は除く旨の文を下記項番に追加しました - P1 はじめに - P4 3. 本ガイドラインの適用範囲 - P5 4.2.1 製品に関わる部品および現材料等の調達品 - P6 表1の注3に「監視物質については部品/製品の総重量を分母とします」を追記 - P10 5.2 グリーン調達調査のご提出書類⑤ - 別紙5 六価クロムの閾値をJGPSSIと整合（1,000ppm を追記）
2009.04.01	第5版	1. 社名変更に伴い、「神鋼電機」から「シンフォニアテクノロジー」に改める。 2. 組織変更に伴い、「資材部」から「調達部」に改める。
2010.03.01	第6版	REACH規則等との整合を図るために、次の改定を行いました。 1. 禁止物質を19物質群とし、管理物質を新たに設けた。 2. 監視物質を削除した。 3. 回答およびご提出書類にJAMP MSDSplus/AISを追加した。 4. 別紙3, 別紙4, 別紙5の内容を見直し、別紙7“特定の化学物質含有情報シート”の様式例を削除した。
2011.02.01	第7版	1. 「シンフォニアテクノロジーの環境基本方針」を見直した。 2. JIGとの整合を図るために、「表1-1 禁止物質」、「表1-2 管理物質」「別紙5」を見直した。

8. 改訂履歴

改訂年月日	版数	改訂の概要
2017.03.01	第8版	1. RoHS II 指令制限物質増加(6⇒10物質)に対応するための全面改訂 ・フタル酸エステル類4物質(DEHP, BBP, DBP, DIBP)を禁止物質として追加し、当社における禁止時期をRoHS II 指令の適用が開始されるおよそ1年前(2018年7月1日から)とする。 ※指令における10物質の適用開始は2019年7月22日から ・輸入品についても国内法の順守を要求する。(石綿含有事案対策) ・「非含有保証書」について、全ての取引先に対し一律適用する保証書とRoHS II 指令に特化した保証書の2種類で運用する。
2018.04.01	第9版	1. 禁止物質の見直し ・オゾン層破壊物質である「HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)」を禁止物質として復活した。 (業務用冷凍空調機器の冷媒用途、密閉式洗浄設備における洗浄用途で使用する場合に限り、禁止物質の適用を除外) ・代替フロンである「HFC(ハイドロフルオロカーボン)」を禁止物質から削除した。 ・「三置換有機スズ化合物」を具体的に明示(トリブチルスズ(TBT)およびトリフェニルスズ(TPT)化合物)すると共に、閾値レベルを1000ppm未満(スズの重量比率で)に設定した。 ・「特定芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」の閾値レベルを30ppm未満(特定アミンとして)に設定した。 ・「ポリ塩化ナフタレン類」の塩素原子数を3から2に修正した。 (2016年3月2日公布 化審法施行令改正に伴う処置) ・化審法第一種特定化学物質及びPOPs条約にポリ塩化ビフェニル類(PCB類)の特定代替品が明示されていないため、記述を削除した。 ・PFOSの日本語名称を化審法の表記に合わせると共に、その塩を禁止物質として追加した。 2. フタル酸エステル類4物質(DEHP, BBP, DBP, DIBP)の禁止物質適用開始日の変更 ・取引先様への10物質対応時期アンケート結果を踏まえ、適用開始日を2018年7月22日に変更した。 3. 非含有保証書の統合 ・「RoHS II 指令等規制物質の非含有保証書(別紙5b)」を廃止し、「特定の化学物質に関する非含有保証書(別紙5)」に一本化した。 4. 非含有保証書への文書管理番号記入欄の追加(別紙5) ・CEマーキングにおける「RoHS適合宣言書」の要件を満たすため、サプライヤーにおける管理番号の記入欄を新設した。
2018.12.01	第10版	1. 法令名称の修正 ・「RoHS II 指令」は通称のため、「RoHS指令」に修正した。 2. 適用範囲の修正 ・当社顧客に納入する製品の要求仕様等により、禁止物質や含有閾値、納入条件がガイドラインの要求事項を上回る場合、当社の事業部門との協議をお願いする旨追加した。 3. 調査用フォーマット(JAMP AIS/MSDSplus)に関する記述の削除 ・2018年6月末をもって、「JAMP AIS/MSDSplus」の運用が終了し、「chemSHERPA-AI/CI」に移行したため、記述を削除した。
2019.07.01	第11版	1. 禁止物質の見直し ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および関連物質を禁止物質レベル1の化学物質として指定した。(2020年1月4日より適用開始) - これにより、禁止物質レベル1は15物質群となる。 ・禁止物質レベル1の化学物質として、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)をPFOSの欄に追加した。 (従来は「化審法第一種特定化学物質」として包括指定)

8. 改訂履歴

改訂年月日	版数	改訂の概要
2022.08.01	第12版	1. 環境基本方針の見直し 2. 禁止物質の見直し 米国TSCA PBT5物質を禁止物質レベル1の化学物質として指定した。 3. 管理物質の法規制対象にEU医療機器規則(MDR)を追加 (chemSHERPA管理物質に準拠) 4. 別紙5「特定の化学物質に関する非含有保証書」の見直し (RoHS指令の除外コードを記入する方式に変更)
2025.08.01	第13版	1. 禁止物質の見直し デクロランプラス、C9-C14ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩 および関連物質、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩 および関連物質を禁止物質レベル1として追加 2. 管理物質の法規制対象に中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法を 追加(chemSHERPA管理物質に準拠)